時事新報

媾和使節渡來の說に就て

上海よりの近報に據れば北京政府にては總理衙門の大臣張某を全權使節として媾和の爲め我國に派遣せしむるみとに決したるよし從來媾和の談は每度のみとにして崩壞に定說なきは彼の政府の常なれば果して實際に決行す可きや否や世人の容易に信ぜざる所なれども我輩が聊か耳にしたる事實より測量するに其使節なるものは實際に政府を代表して休戰媾和の全權を帶ぶるや否やの點は兎も角もとして派遣の一事だけは强ち無根にも非ざるが如し扨その使節が如何なる媾和の條件を申出すや其申出は果して我國に於て容るゝに足る可きものなるや否やいよ〳〵渡來して談緒を開きたる上に非されば知るを得ずと雖も彼の政府が曩きにデトリングを派遣して我が拒絕に遇ひ手持無沙汰に歸國して外交社會の笑柄に供せられたるの事實あるにも拘はらず更に使節の派遣に決したるを見れば事情いよ〳〵切迫して計の出づる所を知らず只管哀願するの外に手段なきを悟りたるものなる可し開戰以來の成行を見るに連戰連敗一回も功を奏せず就中旅順の如き直隸灣の鎭鑰として顧切たる堅固の要所さへも僅々の時間に失ひたる程の次第にして到底兵力を以て爭ふ可らざるは明白なり況んや日本はます〳〵北進して今や牛莊奉天府も殆んど危く此勢を以て進むときは山海關、天津の如き何時襲撃を蒙るやも知る可らず北京の運命既に眼前に迫りたるみとなれば流石に無感覺なる彼の當局者も最早や止むを得ずと覺悟して媾和の談を決したるみとならん即ち旅順の陷落は彼等の腦髓に非常の痛撃を與へ其迷夢を攪して自から屈するに至らしめたるみと疑もなき所なれども我國の所見を以てすれば戰爭の敗北を外にして最も彼の政府を刺衝して速に自屈を促さしめたるものは古顧地の始末なりと推量して疑なきが如し彼の兵隊の無紀律なる亂暴狼藉到らざる所なく人民の物を掠め家を毀くが如きは尋常の事にして其だしきは人命を害するも之を咎むるものとてはなく數萬の兵士は數萬の强盜にして官衙の强盜には民力を以て抵抗するを得ず財產生命の權利安全は全く地を拂ふたりと云ふも可なり然るに翻みて吉領地の有樣を見れば全く反對にして生命の安全は勿論、私用の如きも毫も犯さるゝみとなくして然かも租稅免除の恩惠を得たるものさへありと云ふ彼の人民たるものは自家の境界に比較して安ぜ心を動かさゝるを得んや一日も早く日本兵の來るを望んで恰も簞食壺漿して迎へ自から東道の主人と爲りて之を導くの情態なれば我進軍は無人の地を蹈むが如くも暴く牛莊より山海關、山海關より天津に來る北京、四百餘州は既に已に手中の物の如し彼の政府の當局者は此有樣を見て樣は容易ならずと心付き率先して和の談を開いていよ〳〵媾和の止む可らざるを悟りたるみとなれば可し扨も日本軍の紀律其だ嚴重にして兵卒は勿論、軍吏の輩に至るまでも善く命令を守り敵地に○[illegible]ども無事の人民は一人たりとも驚かたるみとなく恩を以て彼等を懷けたるは今日に至るまで明白の事實なり近來世間に傳ふる種々の[illegible]

爲するものにして決して我軍隊の名譽を傷くるに足らず我輩の敢て意に介せざる所なれども開戰以來僅々數月に過ぎずして敵をして自から屈するに至らしめたるものは素より我軍の勇武にして着々戰功を奏したるが爲めなりとは云へ又一つには敵兵の亂暴に引換へ日本軍律の正肅以て敵國一般の人民をして我占領地の有樣を羨むの情を生ぜしめたるが如き彼の當局者の最も心を塞くする所にして遂に覺悟を改めたるみとなり推測せざるを得ず左れば我軍隊は今後もます〳〵紀律を嚴にして如何なる場所を占領し如何なる場合に際するも他の私有を犯さず無辜の人民を殺さゝるは勿論、大に恩を施して德に服せしむるの心掛肝要なる可し是れぞ即ち敵國を征服する第一の方略にして我目的を達する正常の順路なりと知る可し

雜報

○獨逸皇帝に頸鎖を贈る

曩に我天皇陛下より獨逸國皇帝維廉第三世陛下に大勳位菊花大綬章を贈進せられしが今回更に頸鎖を同皇帝陛下に贈進せられしよしに承はる

○日本の爲すがまゝに任ず可し

紐育のプレス新聞は其社說欄內に左の一編を揭げて以て合衆國政府が日淸戰爭の仲裁者と爲るの不得策なるを論じたり

〔前略〕合衆國は今日東洋の戰爭に干涉するの要用もなく權理もなし大統領クリーヴランド氏は嚴に布哇に於て米國人の子孫が設立したる新政府を顚覆して同國を英人の手に渡さんみとを計畫し爲めに米國人民より非常の攻撃を受けたるみとあるにも拘はらず今また日淸戰爭に容喙して相替らず英國の爲めに盡力せんとするは抑も何故なるや吾々の更に解する能はざる所なり日本は既に其敵を打破り今や將に最後の打撃を下さんとしつゝある者なるに緣もなき合衆國が自から進み出で〳〵仲裁を試みんとするは最も拙劣なる政略と云はざるを得ず若しも往年普佛戰爭の際、普軍が既に巴里の城下に迫り來りたる其時に臨んで合衆國より仲裁を申出したらんには獨逸人は之に對して果して如何なる返答を爲したるならんか彼等は唯一も二もなく其申し出を退け我政府に向て「要らざる世話を燒く勿れ」との忠告を與へしに相違ある可らず左れば今日若しも日本が我國に對して同樣の返答を爲さゝるならば是れぞ全く彼國民が天性疑懼を重んずるが爲めにして其心中に恩人所は獨逸人が類似の場合に遑慮なく日に出す所と毫も異なるみとなかる可し蓋し若しも日本と支那とが互に協議の上、合衆國の仲裁を求め來りしならば固より之に應ずるも差支なしと雖も實際の處、今日まで未だ其事ありしを聞かず日本は外國の仲裁を求めるみとを爲さゝるのみならず其議會は外國の仲裁を容す可らずとの旨を公然宣言したる程の次第なり若しもクリーヴランド氏にして飽く迄でも仲裁を試みんとの決心ならんには吾々は合衆國議會が大に之に反對し何なる事情あるとも支那及び英國の利益の爲めに日本が其戰勝に由て折角得んとしつゝある報酬を犧牲に供するなからんみとを御告する者なり

○旅順沒落と華盛頓

合衆國の首府華盛頓に於て旅順日淸戰爭の始めて聞へたる當時の容子を聞くに其[illegible]

電報は國務及び海軍の兩省へ殆んど同時に到着したり國務省へ達したるは北京駐在米國公使ジンビー氏より發せしものにして海軍へ達したるは當時米國東洋艦隊の旗艦バルチモールに乘組み芝罘にありし同司令官カーペンター氏より發せしものなり尙ほ同氏はバルチモールが直ちに實際地へ向け艦隊の殘め出發するみとを報告したり同國沒落のみとは豪を數分か期したるみとなれども左程速に陷るべしとは思はず殊に日本は大なる攻城砲を有せず只だ普常砲兵の力にのみ依頼するものなるが故に必ず時日を要すべしとは官民社會等の定說とも云ふべきはなりし而して軍人の說を聞くに元來日本が同港を攻撃したるは甚だ危ふきみとなるにも拘はらず必ず打勝たざるべからざる場合にありしものなり何となれば若し占領の目的を遂ずる能はざる時は第一に支那が屈せず戰ふの心となるべく次に日本內地に於て新公債を募るに困難を感ずべければなり左りながら今は既に充分其目的を達したれば公債募集の如きは大に便利を得たるに相違なし將た此沒落は戰爭の全體に如何なる關係あるかと云ふに平和の望み甚だ遠からざるを知るべし蓋し淸國は尙ほ一層强固なりとの稱ある威海衛を有し殊に其港內には北洋艦隊もありて大に惡るべきが如くなれども實際は然らず既に旅順を取りて此所を根據地とするみとを得る日本は直隸灣の支配權を掌握したるものにして强て太沽の堅固なるの砲臺を落さゝるも天津邊に近付き進んで北京を突くみとを得べし然のみならず北洋艦隊は威海衛內にありて出づる能はざれば日本艦隊は其牢部を別ちて他方の海岸を砲撃するを得べし左れば支那に取りては此上尙ほ戰爭するは管に賠償を增すに過ぎず愚の至なるが故に遠からず和を請ふみとなるべし而して其請求には直接若くは間接に合衆國の助力を求むるならんとの說なりしよし

○石塊入鐘詰に就て

昨年十二月二十九日大本營より揭示第二百五十二號を以て左の如く揭示したり

石塊入鐘詰取調始末

本月二十七日の門司新報及び同二十九日の中國新聞に名古屋丸に搭載の鐘詰入箱の中に過半大石を容れある事を發見せし旨船員語りたゝ云々の記事あるに依り今二十九日朝宇品倉庫長及び名古屋丸事務長中原幸亮を大本營事務所野戰監督長官部に招喚し果して事實なるや否や其顚末を問糺せしに中原事務長の答へに依れば同船は去る二十日宇品に於て某部隊と共糧食品を搭載し同月二十五日大連灣に至り同所にて本船より輕船に之を積移す際誤て鐘詰入箱三個を取り落し破壞せし內一箱には上段に大石を容れ下段にのみ鐘詰を入れ在りて其箱に東京大傳馬町一丁目山陽堂逸見勝藏と張札ありたり依て該品は其理由を巡へ同灣兵站監督部に差出し調べたりと故に野戰監督長官は直に該船に積入れ送付したる山陽堂製鐘詰箱は悉皆細密檢査を加へ偶にも石塊を容れたる贋品ありや或は紛失しの際破壞せし一箱に止るや至急取調べ報告すべき事を該兵站監督部長に問合し又字品倉庫長に對しても山陽堂及び青陽堂製造の鐘詰貯藏品あらば在廠嶋青陽堂主人を立會はせ（青陽堂は山陽堂と組合なるを以て）細密檢査を爲し報告するみとを問合せり

因に云ふ目下宇品貯藏品の中右と同時に大連灣に發付せる物品中に此の如く石塊等を混容せるものあれば全く獨逸商の故意に出でたるものに疑ひなしと[illegible]

今回解船に積移しの際破壞は船中該物品の搭載に在りは居たる由なれば其者等の所確證を得ざるも新聞に依りて事實稍々相違の點あり想像するを以て不取敢前文[illegible]倉庫に於て物品の受入れは約成立せる其通知を受け個に付き五個乃至三個を箱を開き面して其箱より[illegible]るを例とす）し該品に故[illegible]做しと之を受領す如何となれば[illegible]の物品を各個に檢査するならず鐘詰の如きは各個を[illegible]し難き品なればなり前述の[illegible]官は本件の疑問に就て何[illegible]び青陽堂の鐘詰內を勝買[illegible]の意見を陸軍省に通じ置き[illegible]

○東宮殿下の御參賀の模樣

九時三十分御出門にて御[illegible]られ御年賀を申上られ同[illegible]へ御參殿遊ばされたるが[illegible]簾の如きも御省略にて坂下由に承る

○新年參賀の模樣

め廣間に幸中に付宮中新[illegible]られざるも在京の親王、[illegible]官職者、錦繡兩間[illegible]侯、宮有爵華族、同夫人等は午[illegible]后陛下に御年賀を申上げ[illegible]常の攻撃を受けたるみとあるにも拘はらず今また日淸戰爭に容喙して相替らず英國の爲めに盡力せんとするは抑も何故なるや吾々の更に解する能はざる所なり日本は既に其敵を打破り今や將に最後の打撃を下さんとしつゝある者なるに緣もなき合衆國が自から進み出で〳〵仲裁を試みんとするは最も拙劣なる政略と云はざるを得ず若しも往年普佛戰爭の際、普軍が既に巴里の城下に迫り來りたる其時に臨んで合衆國より仲裁を申出したらんには獨逸人は之に對して果して如何なる返答を爲したるならんか彼等は唯一も二もなく其申し出を退け我政府に向て「要らざる世話を燒く勿れ」との忠告を與へしに相違ある可らず左れば今日若しも日本が我國に對して同樣の返答を爲さゝるならば是れぞ全く彼國民が天性疑懼を重んずるが爲めにして其心中に恩人所は獨逸人が類似の場合に遑慮なく日に出す所と毫も異なるみとなかる可し蓋し若しも日本と支那とが互に協議の上、合衆國の仲裁を求め來りしならば固より之に應ずるも差支なしと雖も實際の處、今日まで未だ其事ありしを聞かず日本は外國の仲裁を求めるみとを爲さゝるのみならず其議會は外國の仲裁を容す可らずとの旨を公然宣言したる程の次第なり若しもクリーヴランド氏にして飽く迄でも仲裁を試みんとの決心ならんには吾々は合衆國議會が大に之に反對し何なる事情あるとも支那及び英國の利益の爲めに日本が其戰勝に由て折角得んとしつゝある報酬を犧牲に供するなからんみとを御告する者なり

○旅順沒落と華盛頓

合衆國の首府華盛頓に於て旅順日淸戰爭の始めて聞へたる當時の容子を聞くに其[illegible]